大阪府立産業技術総合研究所への運営費交付金の算定方法の妥当性の検証　　　　　　　　　　担当課：対象受検機関：商工労働部中小企業支援ものづくり支援課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　運営費交付金について  大阪府は、地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）に対し、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第42条の規定に基づき、運営費交付金として、標準運営費交付金（維持管理運営費、機器整備費、人件費及び法人化による新規経費等）及び特定運営費交付金（大規模改修経費及び退職手当）を支出している。    ２　利益処分の状況  　　法第40条第１項により、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、「積立金」として整理するものとされている。  　　また、法第40条第３項及び第５項の規定により、あらかじめ評価委員会の意見を聴き、大阪府知事の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る中期計画で定める剰余金の使途に充てることができるものとされている（目的積立金）。  　　研究所は、平成24年度においては積立金115百万円、目的積立金163百万円（合計278百万円）、平成25年度においては積立金106百万円、目的積立金169百万円（合計276百万円）を計上している。 | １　運営費交付金の算定方法について、標準運営費交付金の積算内訳のうち人件費は、第１期中期計画に定める人事計画（156名）を基礎として算定されており、実人員相当数（平成24年度：147名、平成25年度：144名）との間に差が生じているため、決算では剰余金（平成24年度：111百万円、平成25年度：145百万円）が生じている。  　　また、研究所で一括して運営費交付金を算定しており、業務ごとの予算の積算が行われていない。  　　さらに、業務効率化の目標が織り込まれていない。  ２　地方独立行政法人会計基準では、「当該事業年度における利益のうち地方独立行政法人の経営努力により生じたとされる額」について、目的積立金（地方独立行政法人法第40条第３項・第５項）としての計上を認めている。  　　しかし、研究所は自己収入に係る剰余金（平成24年度：52百万円、平成25年度：24百万円）及び人件費に係る運営費交付金の剰余金（平成24年度：111百万円、平成25年度：145百万円）を経営努力によるものと認定を受け、目的積立金として計上している。  ３　「地方独立行政法人会計基準」においては、プロジェクトの実施など運営費交付金との対応関係が明らかなものは、「業務達成基準」を採用可能とされているが、研究所においては、「期間進行基準」を採用可能とされている管理部門だけでなく、研究部門についても「期間進行基準」を採用している。 | 大阪府は、研究所に対して自主的な経営努力及び一層の業務の効率化を促すため、運営費交付金の算定方法や経営努力の認定方法、運営費交付金の収益化基準の妥当性について、検証を行われたい。 |
| （単位：百万円） | 【地方独立行政法人会計基準及び注解（平成24年３月30日 総務省告示第140号改訂）】  ＜参考＞ 経営努力認定の考え方について  １　利益の処分に関する書類における「法第40条第３項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「法第40 条第３項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）は、当該事業年度における利益のうち地方独立行政法人の経営努力により生じたとされる額である。  ２　上記１の額の処分先としては，地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な使途でなければならない。  ３　「法第40 条第３項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては，地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。  ４ 具体的には、以下の考え方によるものとする。  (1)　運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「第24 行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益であって、当該利益が当該地方独立行政法人の経営努力によるものであること  (2) 費用が減少したことによって生じた利益であって，当該利益が地方独立行政法人の経営努力によるものであること（中期計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。）  (3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること | 【地方独立行政法人会計基準第１章11節第79  〈注55〉】  (1) 業務達成基準  年度計画等において、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務の収益化を進行させることができる。  （例）　一定のプロジェクトの実施（未了のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法を含む）や退職一時金の支払いについて、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。  (2) 期間進行基準  上記の場合において、業務の実施と運営費交付金財源とが期間的に対応している場合には、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化することができる。  （例）管理部門の活動等がこれに対応する。  (3)　費用進行基準  (1)、(2)のような業務と交付金との対応関係が示されていない場合には、運営費交付金債務は業務のための支出を限度として収益化するものとする。  当該収益化の考え方を採用した理由を〈注51〉「重要な会計方針の開示について」第２項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に注記しなければならない。 |
| 措置の内容 | | |
| 研究所の自主的な経営努力及び一層の業務の効率化を促すため、次のとおり検証及び必要な改善を行った。  (1)　 標準運営費交付金の算定については、研究所の更なる経営努力及び業務の効率化を促すため、平成28年度に業務運営に必要な人員数の精査及び人件費単価の見直しを行った。また、業務ごとの積算については内容を精査し、37項目をさらに84項目(業務)に細分化した。  (2）　経営努力の認定方法については、地方独立行政法人法第40条第５項に基づき評価委員会の意見を聴いた上で知事が承認を行っている。評価委員会では、数値目標の達成状況や個別評価だけでなく、具体的な成果事例等も加味した上で総合的に評価を行っていることから、引き続き評価委員会の意見を聴いた上で経営努力の認定をすることとした。  (3）　収益化基準については、標準運営費交付金は、毎年度標準的に発生が見込まれる経費に対し交付していることから、期間進行基準を採用することとした。業務達成基準の採用に関しては、標準運営費交付金が一定のプロジェクト等と対応関係が明らかでないため、業務の進捗を図る客観的な基準を定めることや、業務の達成度を把握することが困難であることから現状の期間進行基準を引き続き採用することとした。  今後も、府は研究所に対し、質の高いサービスの提供及び業務の効率化を促すこととする。 | | |